



福島医発第2791号(地)

平成24年 3月 2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の
救済措置の方針に基づく申請受付の期限に関する対応等について

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針に基づく救済は、平成22年5月1日より申請受付が開始されておりますが、今般、環境省において、その申請受付の期限を平成24年7月31日までとすることが決定されました。

本件については、平成24年2月3日付で環境省より新潟県、熊本県及び鹿児島県の各知事宛に通知されておりますが、対象者が上記以外の住所地に転居・居住している可能性があることも踏まえ、日本医師会を通じて別紙のとおり周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 申請期限の案内に関するポスターを日本医師会雑誌4月号に同封する予定ですが、下記の環境省のサイトからも、同ポスター並びにリーフレットは入手可能となっております。
- 2) 希望する医師会並びに医療機関に対しては、申し出に応じて、環境省から現物を送付することも可能であることを申し添えます。

記

○環境省ホームページ

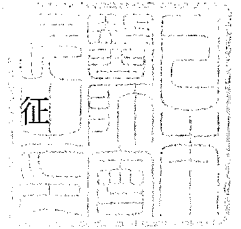
<http://www.env.go.jp/chcmi/minamata/shinsei/index.html>

平成24年2月23日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 原 中 勝 征



水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針に基づく申請受付の期限に関する対応等について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針に基づく救済は、平成22年5月1日より申請受付を開始しておりますが、過日、環境省において、申請受付期限を、平成24年7月31日までとすることが決定されました。

本件については、平成24年2月3日に、環境省環境保健部長より、新潟県、熊本県、鹿児島県の各知事宛に通知されたところですが、対象者が、上記以外の住所地に転居・居住している可能性があることも踏まえ、別添の通り本会に対して周知協力依頼があったものです。

つきましては、貴会会員並びに貴会関係郡市区医師会への周知に関して、貴職の特段のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、申請期限の案内に関するポスターを日本医師会雑誌4月号に同封する予定ですが、以下の環境省のサイトからも、同ポスター並びにリーフレットは入手可能となっております。また、希望する医師会並びに医療機関に対しては、申し出に応じて、環境省から現物を送付することも可能であることを申し添えます。

○ 環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>

以 上

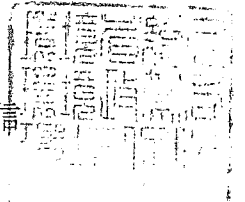


事 務 連 絡
平成 24 年 2 月 21 日

日本医師会会長
原 中 勝 征 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長

佐 藤 敏 信



水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針に基づく申請受付の期限に関する対応等について（依頼）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針に基づく救済は、平成 22 年 5 月 1 日から、申請の受付を開始しているところですが、今般その申請受付の期限を、平成 24 年 7 月 31 日までとすることを決定し、別添（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針に基づく救済措置の申請受付の時期について」平成 24 年 2 月 3 日環境保健部長通知）のとおり、関係自治体に対し、平成 24 年 2 月 3 日に通知したところです。

つきましては、その旨を貴会会員の皆様方に御周知頂きますよう何とぞお願い申し上げます。

なお、申請期限の御案内に関するポスター、リーフレットは、以下のサイトから入手可能となっておりますほか、御要望の際には当方から貴医療機関様宛送付させていただきますので、下記まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

本件の趣旨及び手続を御理解いただき、今後とも制度の円滑な実施・運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。

○環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>

○問い合わせ先

環境省環境保健部企画課特殊疾病対策室

指導係 下前、藤本、矢野

電 話 03-5521-8257

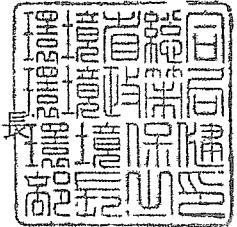


環保企発第 120203004 号

平成 24 年 2 月 3 日

新潟県知事 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長



水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置
の方針に基づく救済措置の申請受付の時期の決定について

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 8 1 号）及び同法に基づく水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月 16 日閣議決定）に基づく救済措置については、平成 22 年 5 月 1 日から申請受付を開始したところであるが、同方針に基づき、新たに救済を求める方については、平成 23 年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとされているところである。

今般、救済措置の申請受付の時期を下記のとおり定め、また、あわせて、「今後の周知広報について」及び「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を別添のとおり取りまとめたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用をお願いする。

記

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針中の
1.（救済措置）（4）（申請の受付）に規定する申請受付の時期は、平成 24 年 7 月 31 日までとします。

（別添資料 今後の周知広報について）

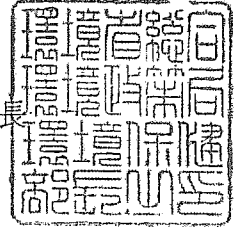
（別添資料 水俣病問題の解決に向けた当面の取組について）



環保企発第 120203004 号
平成 24 年 2 月 3 日

熊本県知事 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長



水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置
の方針に基づく救済措置の申請受付の時期の決定について

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）及び同法に基づく水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月 16 日閣議決定）に基づく救済措置については、平成 22 年 5 月 1 日から申請受付を開始したところであるが、同方針に基づき、新たに救済を求める方については、平成 23 年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとされているところである。

今般、救済措置の申請受付の時期を下記のとおり定め、また、あわせて、「今後の周知広報について」及び「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を別添のとおり取りまとめたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用をお願いする。

記

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針中の
1.（救済措置）（4）（申請の受付）に規定する申請受付の時期は、平成 24 年 7 月 31 日までとします。

（別添資料 今後の周知広報について）

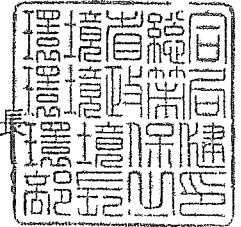
（別添資料 水俣病問題の解決に向けた当面の取組について）



環企発第 120203004 号
平成 24 年 2 月 3 日

鹿児島県知事 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長



水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置
の方針に基づく救済措置の申請受付の時期の決定について

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）及び同法に基づく水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月 16 日閣議決定）に基づく救済措置については、平成 22 年 5 月 1 日から申請受付を開始したところであるが、同方針に基づき、新たに救済を求める方については、平成 23 年末までの申請の状況を、被害者関係団体とも意見交換の上で十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとされているところである。

今般、救済措置の申請受付の時期を下記のとおり定め、また、あわせて、「今後の周知広報について」及び「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を別添のとおり取りまとめたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用をお願いする。

記

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針中の
1.（救済措置）（4）（申請の受付）に規定する申請受付の時期は、平成 24 年 7 月 31 日までとします。

（別添資料 今後の周知広報について）

（別添資料 水俣病問題の解決に向けた当面の取組について）